

第2回宮城県行政経営推進委員会議事録

日時：平成19年1月30日（火）午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎11階第二会議室

次第：開会

あいさつ

委嘱状の交付（進藤善友委員，成田由加里委員）

委員あいさつ（進藤善友委員，成田由加里委員）

議題

(1) 事業総点検に係るプロジェクトチーム点検について

- ・プロジェクトチーム点検の概要と委員の参加について
- ・検証作業の具体的手順等について

(2) 宮城県税制研究会「中間とりまとめ」について

その他

閉会

▼開会

○司会 定刻になりましたので、これから委員会を開会させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第2回宮城県行政経営推進委員会を開催いたします。

ここで大変申し訳ございませんが、次第の一部変更についてご説明申し上げたいと思います。本日は、次第にごさいますとおり、村井知事よりごあいさつを申し上げる予定になっておりますが、知事が所用のため、到着が10時半過ぎになりそうですので、次第2の「あいさつ」につきましては、知事が到着次第ということにさせていただきたいと思います。また、次第3の「委嘱状の交付」も、その際に行わせていただきたいということでございます。

従いまして、本日の委員会につきましては、最初に、次第4の「委員あいさつ」から始めさせていただきます。

▼委員あいさつ

○司会 それで、次第4の委員あいさつということでございますが、前回の第1回委員会では残念ながら日程が合わずご欠席されましたお二方に本日ご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきますとともに、一言ごあいさつをいただければと考えております。

はじめに、進藤善友委員でございます。

○進藤委員 ただいまご紹介いただきました進藤でございます。私は、連合宮城という労働団体の組織、県内に約10万人の組織を持っております、その本部事務局長をやらせていただいております。こういう行革のお話はいろいろ承っておりますけれども、県民の目線でいろいろな意見を申し上げていきたいなと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、成田由加里委員でございます。

○成田委員 初めてお目にかかります。まず、日ごろ、県職員の皆様にはいろいろご尽力いただきましてありがとうございます。この場を借りてまずお礼を申し上げます。

それから、初めてお目にかかる方にぜひ自己紹介させていただきますと、私、公認会計士・税理士とここにございますけれども、経歴といたしましては、公認会計士登録後に大手の監査法人、「あずさ監査法人」というところに従事しておりました。そこでは主に上場企業の監査をしておりました。上場企業の監査は一体何に役立っているのかというのを申し上げますと、私たちは監査を通じて資本市場を支えていくために黒子となって働くんですよということで従事してきた次第でござ

います。その後は独立させていただきまして、今は個人の事務所を行っているという状況でございます。

以前の県の行政改革推進管理委員会的时候にも委員をさせていただいておりまして、そのときから、ぜひ数字で成果を出していただきたい、ということをお願いしてまいりました。これについては引き続き同じようなことを申し上げるかもしれません。

ぜひどうぞよろしくお願ひいたします。

○司 会 どうもありがとうございました。

▼議 題

○司 会 それでは、これより先は大滝委員長に議事進行をお願いしたいと思います。大滝委員長、どうぞよろしくお願ひします。

○大滝委員長 皆さん、おはようございます。早速ですけれども、これから議事を進めてまいりたいと思います。先ほど事務局の方からお話がありましたように、10時半くらいに知事がお見えになられると思いますので、その時点でいったん議事を中断して、それで、知事のごあいさつと、それから委嘱状の交付が終わった後で再開したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(1) 事業総点検に係るプロジェクトチーム点検について

・プロジェクトチーム点検の概要と委員の参加について

○大滝委員長 それでは、はじめに、議題の「事業総点検に係るプロジェクトチーム点検について」ということで、「プロジェクトチーム点検の概要と委員の参加」につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮崎総務部行政経営推進課長（以下「宮崎課長」） 行政経営推進課長の宮崎でございます。私の方から概略をご説明させていただきます。座ったままお話しさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思ひます。まず、1ページの下の方にフローチャートを載せさせていただいておりますので、こちらをごらんいただきたいと思ひます。

前回の第1回委員会におきまして、私ども、行政改革プログラムのもとに、このたびその大きな柱の一つといたしまして事業総点検を実施させていただき予定にしておりますという概略のお話を申し上げました。この事業総点検につきましては、大きく二つの目的と申ひますか、視点と申ひますか、で進めさせていただいております。

まずはその第1段階、一つの目的として進めさせていただいておりますのが、この図のうちの右側の「目的2」の部分でございます。特に、直面しております財政危機への対応という視点、いわば短期的な視点におきまして、この6月から7月にかけて、県庁の中の各担当部署におきましてそれぞれ持っております様々な事業、そのすべてにつきまして点検を行うという自己点検作業を行いました。その結果を踏まえまして、当面、19年度当初予算の編成ということがございますので、その自己点検の結果を財政課、国でいきますと財務省になりますでしょうか、県庁の財政課の視点でさらなる点検を行ひまして、現在、もう間もなく19年度当初予算は固まるところでございますので、議会への提案に向けてその最後の詰めの作業を行っている。そして、これを踏まえて19年度当初予算に可能なものを反映させていく。大体この作業のほとんどもう終盤に差しかかっていると申ひます。この作業が一つございます。いわばこれは短期的な視点ということでございます。

もう一つ、このたび「プロジェクトチーム点検」と銘打っておりますが、こちらで考えておりますのが、「目的1」の方の、もう少し中・長期的な視点でさらなる成果を上げていきたいということでございます。こちらは、県が果たすべき役割の見直し、中・長期的な視点からそれをしっかりと見直していこうと。ある事業があったと申ひますと、それが今後とも県がやるべき事業なのか、それとも他の主体、それは民間であったり市町村であったりNPO法人であったり等々、そういう

団体でお願いしてもいい事業なのではないかと。当然、もう不要だという事業もあるかもしれませんが。そういう役割分担をしっかりと見直しをしてやっていこうと。その作業を、先ほど申し上げた自己点検結果の作業結果を使って、いわば第2段階として、自己点検結果の客観性をより高めておく。そして、このたびはその第2段階のプロジェクトチーム点検を、その中核となるメンバーといたしましては、県の他部局の職員、入ったばかりの職員ということではなくて、県の中堅クラス、10年目から20年目ぐらいの他部局の職員の目によって担当課の自己点検の結果に対して検証を加えていくという作業を、今年度末から来年度にかけて行っていきたいと。そして、できるものから、例えば20年度以降の予算へ反映などしていききたいということでございます。

今回こういう点検をやらせていただくということのご理解と、合わせまして、この点検作業にぜひ行政経営推進委員会の委員の皆様にもご協力をお願いしたいということでございます。

これにつきましては、今、進藤委員、それから成田委員からそれぞれごあいさつございましたけれども、県民の目線、また、数字で成果を、というお話がございました。全くそのとおりでございます。ぜひ委員の皆様にご参画をお願いしたいと言いますのも、私ども、他の部局の職員による検証ということだけではなくて、ぜひそういう外部の目といいますか、県民の代表である皆様のご意見も頂戴して、より客観性を高めたいということでございます。後ほどまた申し上げますが、ぜひその中で数値的な成果も上げるように努力していききたいと考えております。

概略はそういうことでございますが、1ページ目の真ん中よりちょっと上にこのプロジェクトチーム点検の趣旨ということを4行ぐらい述べさせていただいております。こちらについてはあえて読まさせていただきたいと思いますが、『地方主権型社会の実現、そして多様な主体（市町村、民間など）による開かれた公共サービスの提供に向けて、県が果たすべき役割の根本的な見直しを率先して行おうとするもの』です。『あわせて、県の将来のあるべき姿をしっかりと見据えるとともに、このたび策定する「宮城の将来ビジョン」の円滑な推進も含め、選択・集中型の県政への転換を目指すもの』ということでございます。

ここで「宮城の将来ビジョン」という言葉が出てまいります。実は、これはある意味で、行政改革と一つのセットになるのかもしれませんが、ちょっと誤解を招くかもしれませんがわかりやすく説明させていただくとしますと、スクラップとビルドというものがあるとすれば、行政改革の方、この委員会の主な所管事項はどうしてもスクラップの方がある意味で中心になるかと思えます。スクラップ、ですから歳出の削減なり逆に歳入の確保、そうした面がどうしても中心になる委員会とご理解いただいた方がわかりやすいと思えます。片や、「宮城の将来ビジョン」というのは、従来の言葉でいきますと県の長期総合計画という位置づけでございますので、見直し、スクラップ等はしっかりとっておきながら、逆にそのビルドの方ですね、こういう施策を重点化して選択・集中型の県政をしっかりと取り組んでいこうと、そちらの方の取りまとめをしているプランでございまして、村井新知事のもとに今年度策定を始めまして、大体その案ができてこのたびの議会にそれを提案して、議会の議決をいただくという段階になっております。1ページについては簡単でございますが、以上でございます。

2ページをお開きいただきたいと思えます。それでは、そのプロジェクトチーム点検をどのような段取りといいますか、スケジュールで進めさせていただくことを考えているかということでございます。

まず、プロジェクトチームの位置づけでございますが、私ども県庁の内部組織といたしまして県の行政改革推進本部という組織がございます。知事を本部長に各部局長などをメンバーとするものがございますが、この下に幹事会という組織がございます。この幹事会の下部組織として位置づけたいと考えております。その中核となるメンバーは、先ほど申し上げた、各部局から選出された入庁後大体10年から20年の中堅職員で構成するということでございます。人数的には、当然入れかわり等はございますけれども、全体で100名以上の人数になるかと思えます。年度によって若干人数は違います。

それから、作業そのものはユニットという単位で行う予定でして、1ユニットを6名編成で考えております。この6名編成のものを、今年度はもう時期が2カ月ぐらいしかございませんので10のユニット、ですから6掛ける10で今年度は60名の、先ほど申し上げた県の中堅職員に参加してもらおうと。来年度におきましては、半期の間に20のユニットを編成しようと考えております。ですから、6掛ける20ですから120名ぐらいのメンバーになりますでしょうか。この6名単位で一つのユニットを編成して点検作業を行うということでございます。こちらに、行政経営推進委員会の委員の皆様にも、ここでは「スーパーバイザー」という言葉を使わせていただいておりますが、どのような意味あるんでしょうか、お目付役みたいな意味でしょうか。こういう形で、お目付役ということだけではなくて、実際にその点検作業にも可能な限りご参画いただいて、外部の目線、県民の目線で耳の痛いご意見で結構でございますので、ぜひご意見を頂戴したいということでございます。

それで、その検証作業の対象となる事業でございます。実は、2ページの真ん中に表があろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように昨年の6、7月に各部局で自己点検をやっておりまして、その対象となった事業が総件数で大体3,000件ございました。この表はその結果でございますが、その大体3,000件のうち、県が引き続き今後とも実施すべきだよと各部局でそういう判断がなされたものが大体2,700件ございます。大体89%、おおむね9割ぐらいは、今後とも県でそれらの事業を行うべきだという結果が出てまいりました。実は、件数では89%ぐらいですが、金額に置きかえますと、各課の判断では97%が今後とも県が実施すべきだという結論が出ております。逆に言いますと、将来は市町村とか国が行っていただく、民間が行っていただいたり、ないしは廃止してもいいというものは、予算額ベースでは残念ながら3%程度しか出ておりません。これはある意味で残念な結果だと思いますが、本当にこのままでいいんでしょうか、これが正しい判断なんだろうかと。外部の目線、その他県庁の内部にしてもほかの部局の職員の目線も入れれば、もっと別な結論が導き出せるのではないかと。この辺は、先ほどお話ございました数字の成果ということにも結びつくのだと思いますが、我々、この結果をどう変えることができるのか、変えていかなければならないのか、そういうことも含めて、ぜひやっていきたいと思っております。

そこでこの2,700という数字でございますが、短期間で点検するのはなかなか大変な数だと思います。そこで、下に例外というのを設けていますが、結論としては、大体半分ぐらいは今回のヒアリング対象からはとりあえず除いて、大体残りの半分ぐらいをヒアリング対象にしようと考えております。逆に言いますと、ヒアリング対象である程度傾向といいますか、いろんな問題は当然出てくると思います、その場合にはヒアリング対象から除外したものについても当然それはもう1回フィードバックして波及させるということを考えておりますので、あくまで点検対象としては2,700ほぼ全部と考えておりますが、一応ヒアリング対象から除外するものということで、会計の特殊性など考慮したり、また、事務費、管理的な経費などは除外したり、また、逆に大きな事業で財政課の方で個別に進行管理をやっているものもございまして。そういうものは今回の当面のヒアリング対象からは除かせていただいて、残りの1,300程度をヒアリング対象にさせていただきたいと考えております。

その上で、具体の作業日程でございますが、2ページの下の方に表を載せさせていただいておりますが、18年度から19年度、3期に分けて実施させていただきたいと。18年度はもうほとんど2カ月しかございませんので、この2月、3月の間に大体1,300のうちの200事業を、先ほど申し上げた10ユニットで実施させていただきたい。それから、19年度におきましては、前期、後期に分けて、それぞれ500ないし600の事業を、20のユニットでやらせていただきたいと。1日に大体一つのユニットが10事業、ですから1事業当たり30分程度という、なかなか厳しい日程でございますが、こちらで複数回それぞれ点検作業をやらせていただくことを考えております。大変勝手ながら、時間の関係もございまして、各委員の皆様には事前にある程度お話しさせていただいておりますが、第1期については、こちらに記載の2月、3月の合計7日間、この日程で一応

日程調整をさせていただいております。この日程で可能な日があれば、ぜひ実地でのヒアリングにご参画いただきたいということでございます。

こういうプロセスを経まして、各期ごとに一定の取りまとめをしたいと思っております。それは、全体を1回でまとめるということではなくて、第1期から第3期の各期ごとに、それぞれしっかりと取りまとめをしたいと思っております。それが2ページの一番下でございます。こういう作業を踏まえて、県以外が担うべきという結論に達した事業について、その実現をどう図っていくかというフォローアップ計画を策定したいと考えております。これはいろんなものがございます。例えば、「これは国にお願いしていいのではないか」という事業がもし出てきた場合、もしそれが法律制度上そうなっているのであれば、これはやはり法改正ということが必要になってまいりますので、国へ法改正の要望をします。もしかしたら、特区なんていう制度もあり得るのかもしれない。「いや、これはもう廃止してもいいのではないか」となれば、廃止の方向で調整すると。これは当然、事業担当課の了解も必要になります。

第1段階では事業担当課の考え方とこのプロジェクトチームの考え方が一致しないことも多々あると思っておりますので、第1段階ではこのプロジェクトチームの方々にご活躍いただきますが、その作業が終わった後は、そのプロジェクトチームの方々を担当するのではなくて、私どもの課でしっかりその引き継ぎを受けて、今度は事業担当課と調整しながらそのそれぞれの内容の実現に向けて努力していきたいと。例えば、ある事業は廃止してもいいのではないかという問題提起がプロジェクトチームから出てきた場合には、そういう方向で担当課と調整する。すべて実現できるとは正直思っておりませんが、実現に向けた課題というのもしだんだんと整理されていくと思っております。時間もある程度かかるものも当然いっぱいあると思っておりますが、その実現に向けてしっかりとフォローをしていきたいと。

当然、県庁の中での意思決定だけで簡単にできるものではないと思っております。相手方がある事業がほとんどだと思っておりますので、それは担当課と十分調整しながら担当課の方でしっかりと、相手方といただきますか、その事業の対象者といえますか、そちらの方と調整しながら実現に向けて努力をしていくというその進捗、進行管理もしっかりしていくということでございます。

この過程の中で民間の力を活用する仕組み、新たなものでは市場化テストとか、指定管理者制度等々、いろんな仕組みが出ております、そうした仕組みについてもぜひ積極的に活用する、そのふり出しのようなこともできないかなと考えております。

資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。

以上で実は大体の説明は終わりでございます。そこで、行政経営推進委員会の委員の皆様をお願いしたいことをあえてここに整理させていただきました。簡潔に申し上げますと、1と2と書いている部分があるかと思っておりますが、この二つでございます。

1の部分ですが、今申し上げた、ユニットが行う点検作業に、可能な限り実地にご参画いただいて、そのユニットの一員として自由にご意見、ご指摘を頂戴したいということでございます。当面その2月、3月のご日程の中で可能な日にお願ひできればありがたいと思っております。

それから、②でございますが、一つのユニットには皆さんと一緒に参画いただくというわけにはいかないと思っておりますので、一つのユニットにはどなたか1名にご参画いただければありがたいと。そういうふうに分担させていただきたいということでございまして、それでもどうしても日程が調整つかなくて、あるユニットが検証する場合には県職員だけになってしまっていて、委員の皆様は誰も入れなかったという事業が相当数出てくると思っております。そういうものについては、やはり分担させていただいて、書面で審査、点検していただいて、ご意見、ご指摘を頂戴したいと考えております。それで、先ほどの事業数から勝手に割り算して計算させていただきますと、第1期、この2月、3月でございますが、委員お1人当たり、この①と②を合わせた事業数でいきますと、平均で2.5事業という計算になってしまうのですが、これはそれぞれのお立場なりお仕事の関係等おありだと思っておりますので、あくまで平均の姿ということでございます。当然、なかなか2.5も難しいという方も

いらっしゃると思いますし、「いや、どうにか日程調整つくのでこれ以上でも大丈夫です」という方がいらっしゃれば大変ありがたいのですが、その辺は個別の事情を十分ご相談させていただきながら日程調整を含めてお願いしたいと思います。

こういうプロセスを経て結果の取りまとめを行いまして、本委員会の方に報告させていただきますとともに、外部、県民の方々にはパブリックコメントという形でご意見を求めたり、また、その結果の公表をしたりということは当然考えさせていただいております。

簡単でございますが、私からは以上でございます。

○大滝委員長 どうもありがとうございました。

今、事業総点検にかかわりますプロジェクトチーム点検の実施とそれに協力ということで、どんなふうに行っていくのかということについてのご説明をいただいたわけですが、今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ご自由にいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

○進藤委員 この日程に関して、その日にやる中身についての資料とかそういったものは、事前にいただけるのですか。

○宮崎課長 そのように考えております。事前に書類をお配りして、お目通しただいて臨んでいただければと思います。

○佐藤晃郎委員 今日、その日程を決めていただけるのですか。この前、事前に、何日なら出席できるかを各委員の皆さんから確認していると思うのですが、いかがでしょうか。

○司 会 この件については私の方からご説明させていただきたいのですが、事前に先週、先々週と委員の皆様の方にお邪魔させていただきまして、概略についてご説明をさせていただいております。ご説明終わった委員の方々に対しましては、今回の1期の2月、3月の日程の方をお示しさせていただいて、その中でご都合のよろしいところについてご回答いただければという形で現在進めているところでございますけれども、ちょっとまだ、全員の方々の日程がすべて揃っていないということもございます。

できれば、本日の委員会終了後に、いただいた各委員の皆様の日程を踏まえまして、ちょっとたたきという形で日程の御確認をさせていただいて、それでもって、特に2月の分につきましては来週の後半から始まるということもございますので、今日明日ぐらいにはある程度、日程とその中でお目通しをいただいて実地に参加していただく事業等についてこちらの方で割り振りをさせていただいて、ある程度固めたいと思っております。できれば本日の委員会でお示しできればよかったです。ちょっと若干まだ日程の調整が必要な部分がございますので、その分については大変申し訳ございませんでしたけれども、後日というような形になるかと思っております。いずれここ一兩日中にはお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○佐藤晃郎委員 はい、わかりました。

○荒井委員 2点ご質問なのですが、まず、スーパーバイザーとして参画する場合に、この最終的な結論のところではどれかの区分に○をするというお話があったのですが、これは、私たち委員も同様に行うと考えてよろしいのでしょうか。

○宮崎課長 そのように考えております。

○荒井委員 2点目ですが、実際にメンバーとなる担当職員の方々についてなのですが、ある程度このヒアリング対象の事業についてご存じの方が参画するのか、それとも全くそういうことを度外視して、経験の有無にかかわらず、ランダムに編成するのか、どちらになるのでしょうか。

○宮崎課長 ユニットに入るメンバーは、ランダムといたしますか、特に経験は無いということでお考えいただいた方がよろしいかと思っております。ただ、県庁に入って10年目、20年目ぐらいの職員ですので、もしかすると、今は担当していませんが何か所か前でそういう関係の仕事をしたことが偶然あるということはあり得るかもしれません。事業そんなのやっているなというのを知っていたり、偶然前に担当したことがあるということはあるかもしれませんが、基本的にはそういうことは全く考慮せず

に、担当の部以外の職員、例えば、総務部の検証、今年度は先ほど申し忘れましたがとりあえず200事業ということで総務部と土木部の検証を考えておりますが、総務部の検証には総務部以外の職員で組もうと思っておりますし、土木部もまたわかりでございます。

あとは説明申し上げる方、これは現在の担当の班の者がその事業の概要なり必要性についてご説明申し上げるということでございます。

○荒井委員 はい。ありがとうございます。

追加ですみません。そういう意味で、結論の部分で「不要・廃止」とか「国へ」とか「市町村へ」という判断を我々もするとすると、やはり軽々には判断しかねます。先ほど進藤委員の方からもありましたけれども、事前に何がしかの予習をしておく必要かあると思いますので、そういう知識を得られるようなものをぜひ用意していただきたいと思います。

○宮崎課長 資料の方は当然事前に配付させていただきたいと思います。また、今回の作業は事前にある程度資料にお目通しいただくとは言え、当日の1事業の平均検討時間が30分程度と実は短時間でございます。ですから、私どもお願いしておきながらこういうことを申し上げるのは失礼かもしれませんが、その場だけですべての問題点が解決するとは残念ながら思っておりません。県職員は県職員で行政感覚をある程度持っている職員でございますので、いろんな目線からその経験も踏まえた目線でその事業についての必要性についての判断はできると思いますし、また、各委員の皆様におかれましては、県民の目線なり、それぞれのご経験を踏まえたご判断をいただければと思いますが、正直言いまして短時間でございますので、ある意味で感覚的な判断といえますか、そういうのはやむを得ないのかもしれませんが。ですから、厳しめのご判断をある程度ちょうだいできれば、私どもとしてはそれを一つのきっかけといえますか、引き金といえますか、それでその後もう少し時間をかけて方向性を詰めていくというふうになればいいのかなど。その場ですべての問題点が解決し、疑念もすべてわかった上で最終判断という作業になりますと、これはもうとても数的にも時間的にも大変難しいと思いますので、今回は、一つの意味のあるきっかけづくりといえますか、引き金の場面といえますか、そういう場面になれば、あとは私どもしっかりそれをフォローしていくと。ですから、このきっかけとフォローが大切になってくるのだと考えております。

○大滝委員長 いいですか。ほかに。

○佐藤仁一委員 これに参加すること、チェックすることについては、主体的な面で理解しました。ただ、行政サイドで二つの点をこれと並行しなければならないと思いますので、その二つの点について今、県の方でどう取り組まれているのか、ちょっとご質問させていただきます。

一つは、この種のことをやるときは、県民サービスと県民の生きがい、やりがいのバランスが大切なんですね。ここをしっかりとどのように構築していくか、これが第1点です。

第2点は、政策の分担化を今回図ること。国であれ、市町村であれ、各種団体であれ、個々の政策が県庁組織の施策になった場合の融合力、この融合力の向上のために組織的な改革はどうなっているか。そのときに、ただ単なる組織の構造改革はどこでもやるのですが、過程改革の透明性を図ること。政策を分担して施策にするときに融合化しないと、コストをばらまいただけなんです。そうではなくて、要はその融合力の向上のために過程改革と風土改革、これに県庁が今どう取り組まれているかという点なのですね。

1点目、さらに詳しく言えば、二つ挙げるんです、私は常に。一つは連携力です。要は行政間の連携力、県と市町村の連携力がどうなっているのか。知事、お見えですね。

▼知事あいさつ

○大滝委員長 それでは、知事がお見えになられましたので、ちょっと議事を中断して知事の方からごあいさつ、それから、新しい委員に対しての委嘱状の交付ということでお願いしたいと思います。では早速で申しわけありませんけれども、最初にごあいさつということでお願いいたします。

○村井知事 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

本委員会は行政経営という新たな考え方のもと、今年度条例で設置をいたしました。さまざまな分野の方に委員をお引き受けいただきまして、多角的にいろいろご意見を賜るということになっております。16名の応募者の中から選ばれた県民委員お二人にも入っていただいております、心から感謝を申し上げる次第でございます。

行政経営ということで従来の行政改革分野だけに限らず、歳出の削減、歳入の増加に関するさまざまな重要な事案をお諮りすることになります。大変ご迷惑、ご苦勞をおかけすることになると思いますが、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

既に事務局から説明があったかと思えますけれども、事業総点検の一環としてプロジェクトチームをつくりまして大規模な検証作業を実施することになりました。県の今後の進路にも影響する大変重要な取り組みでございますので、どうかご協力をいただきまして、現地であるいは書面で大胆なご意見をいただければというふうに思っております。

また、県の内部では今後の税制についての研究会を設置しております、先般その中間の取りまとめができたわけでありまして。新税の構想等、後ほど事務局から説明をさせていただくことになろうかと思えますので、どうか忌憚のないご意見を賜ればと思います。

皆さんご案内のとおり、本県は大変厳しい財政状況でございます、実は19年度のこの4月から始まります新年度の予算編成、今やっておりますが、大体めどが立ちました。19年度はぎりぎり予算編成ができそうです。ただ、100億円ほどお金が足りませんので、貯金が115億ほどあるんですが、そのうち100億を取り崩します。ということは、今年と来年度と同じ事業をやりますと、平成20年度、来年の4月以降ですね、1年後でございますが、約100億近いお金が足りなくなる、取り崩す貯金もないということになりますので、本当に今、夕張市のようになる一步手前のところに宮城県政はあるということでありまして。予算のいろんな削減について今一生懸命考えているんですが、どうしても、過去首長さんだった方とかおられますのでよくおわかりかと思えますけれども、非常に難しいわけでありまして、なかなかできないということでありまして。

そういったことで、こうやって皆さんにお集まりをいただきまして、多角的にご意見を賜ることにしておりますので、どうか遠慮なくいろんなご意見をいただければと思っております。大変大きな期待を寄せておりますので、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

今日は、本当にありがとうございます。

▼委嘱状の交付

- 司 会 それでは、引き続きまして、知事より、進藤委員と成田委員に委嘱状を交付させていただきます。
～進藤委員、続いて成田委員に委嘱状を交付～
- 村井知事 済みません。では、私、10分ぐらい大丈夫だそうでございますので、申しわけございませんがよろしくお願いたします。～知事着席～
- 司 会 では委員長、申し訳ございませんが、続きをお願いいたします。

▼議題

- 大滝委員長 それでは、佐藤委員のご発言の途中だったと思えますけれども、二つ、県民サービスの問題と、それから政策の分担化の問題というお話で、特に最初の県民サービスのことについてちょっとお話しをお願いします。
- 佐藤仁一委員 先ほど2点お話し申し上げましたように、この種のことをやっていくときに、私自身の意見でありますけれども、1点は県民サービスと生きがい、やりがいづくりとのバランスですね。このときに二つのキーワードがあるわけですが、一つは連携力なんです。いわゆる行政間の連携力。これは県と市町村がどのような連携をしっかりと構築してこのような政策分担をやっていくか。そのための市町村の育成、というと市町村側から反発があるかもしれませんけれども、パートナーとし

での育成、ともに育てる、この辺の連携力。連携力の2点目が官民の連携力ですね。これも同様に民を育てるといふよりは、民の発想、民のスピード、これに行政がどうついていくかという、要は協調したパートナーシップ、これがどう育てられているか。こうしたことが図られていないと、一方のサービスは何か廃止のような形になってくると、生きがい、やりがいを県民が失ってしまいます。

二つ目が、これをやっていくとき、県庁内部で、我々行政経営委員も関わる話ですが、価値評価システムの構築、これをどうやっていくのか。幸いにも大滝先生が委員長でおられますから、委員長のご指導をいただきながらこの価値評価のシステムを構築していかないと、民間に団体に機関に任せられた場合、その価値判断が全然違ふと、最初県がこの政策をやるべきというときからの時代の変化の中で必要はなくなってきたけれども、民間がどこまでやってほめられるのか、評価されるのか、この評価をするシステムだけはしっかりと持っていないと、なかなか民間団体での活動の中にバランスがとれなくなってくるという点がありますから、二つ目としては価値評価システムの構築というものを進める。しっかりと県の方で、また我々委員もこれに当たらないと、なかなか難しいということになると思います。第1点目をかみくだいて申し上げますとそういうことです。

第2点目は先ほど申し上げたように、政策を分担化するわけですから、今度は県政として施策として融合力を向上させていかないと、市町村と各種団体、機関がそれぞれ役割を担ってもらうときに、県民、宮城県全体としての総合力とした場合の施策での融合力、これをしっかりと構築していくと。そのためには組織の構造改革はもちろんやっていることは十分知っておりますから、過程改革、風土改革、この2点が伴っていかないと生きてこないということです。政策の分担化から施策として融合化して県民の中で宮城県の総合力として生きてこないという点の2点だけ皆さんとともに考えていかなければならないだろうと、こう思っております。以上です。

○大滝委員長 はい、ありがとうございます。では、次長さん、お願いします。

○大坪総務部行政経営担当次長（以下「大坪次長」） 委員の方から大変重要な視点での問題提起がありまして、我々今回、たぶん今の視点は行政改革プログラムの本当に根幹にかかわる部分、いわゆる哲学的な部分かなと思っています。それで今回の行政改革プログラムをつくったコンセプトは、一つは地方分権というのを物すごく意識しておりまして、先般、国の方でも推進法ができて、残念ながら地方は今元気な部分がちよっとありますけれども、一応国の施策として地方分権を進めるという方向性については、これはどなたも反対される方はいらっしやらないと思っています。

地方分権を進めるに当たっての問題点というのがいろいろありまして、先般の三位一体改革の中で、知事会、地方は一生懸命いろいろ頑張ったのですけれども、結局あいつた結果に終わったのは非常に残念だと思っております。我々としましては、もうちょっと地方の方に権限ないしその財源をください、国の権限も少し弱めてくださいという願いをやったわけですが、残念ながらあいつた結果になってしまいました。ただ、方向としては、地方分権の将来のあるべき姿として、やはり我々地方が、県あるいは市町村が、納税者としての住民としっかり向かい合って、サービスを供給する側と受給する側との一対一の関係の中で、自己決定、自己責任により、しっかり行政を進めていくことが重要だということです。つまり、今まではどちらかという国のお手本がありましたので、国のマニュアルどおり動いてきたという部分がございますけれども、今後は、そうではなくて、裁量権のある自由と、同時に責任もこちらの方でしっかり持って行政を進めていかなければならない。宮城県という組織がその分権時代を迎えた場合に、我々がどういふふうな仕事ができるかということが試されることとなりますが、そういった一つのゴールに向けて今回の行政改革を進めていこうという視点が、今回の我々の行革の根本的な部分であると思っています。

それで今委員の方からございましたサービスの関係、あるいは価値判断も含めてですね、我々としてはたしかに行政改革につきましては、単なるスリム化とは思っておりませんで、これまで何度も行革はやってきたわけですが、やはりむだな部分はまだまだございますので、それはしっかり見直して、こういった事業総点検等を通して、もうちょっと県庁組織について、ぜい肉を落

としていわば体質の強化を図り、新しい事業なりにしっかり答えていけるよう鍛え直していくことが重要だと考えています。

ただ、そういった場合に、ではどういう形でやっていくかということなのですが、要は県民サービスをどうするかという部分で申し上げれば、県という組織はこれまで補助金行政にすがってきた部分がございます、その補助金というものは国の霞ヶ関の方で準備した補助金を陳情なりをしていただいできて、それを地方でいろいろ実現してきたわけですが、そうした中で地方の独自性なり、個性なりをかなり見失ってきた部分があるんじゃないかと思っています。そうした補助金は、今まで日本が戦後の復興期を含めて右肩上がりに発展する場合は非常に有効に働いた手法ではあっても、これからはやはり、地域の個性なり、資源なりそういったものをもうちょっと生かせるような部分を行政はやっていかないと、今後の日本というのは立ち行かないであろうと思っていて、そうした行政を実現するためには、当然職員の資質も上げなければならないですけれども、やはり、財源的にもある程度持たせていただかないとやっていけないだろうという部分があります。ではその財源を持った場合、自由と責任というのをを持った場合にどうやってやっていくか、やはりこれは、県民のニーズとといいますか、今地域が何を求めているのかをしっかりと見極めていくことが重要だと。そのためには、地域の人たちがもうちょっと行政の方に、行政も住民に近づいていくことも必要であろうし、あるいは、もっともっと住民の人たちに行政に参加していただくような、一つのコラボレーションとといいますか、そういった形でお互いキャッチボールをしながら地域の行政を進め、文化をつくり上げ、あるいは地域の経済を発展していくと、そういった姿勢というのが多分必要なのだろうと思っていて、今回の行革プログラムの中でも、住民が直接いろんなプロジェクトに参加するような行政の形態であるとか、それから、もっともっと、住民の方々、NPO、あるいは企業さんと具体的にコラボレーションという形を進めつつ、行政の質というものを高めていこうと、こういった視点を今回目指しておりまして、そういった中で当然市町村との関係もございます。

将来的には、今道州制などいろいろ言われていますけれども、やはり基本的には市町村がいわゆる基礎的自治体として行政の中心的な役割を担っていくわけです。そういった中で県もある程度その分担を図りながら、いわゆる広域的な部分での協力であるとか、あるいは特殊な分野、大規模医療であるとか、そういった部分でのすみ分けというのはこれからいろんな議論が出てくるかと思いますが、やはり行政の基本は市町村だと思いますので、そういった形を大事にしながら、住民と我々との協働作業という形での行政というのは進めていくべきではないか、そういった方向を目指したいなと思っています。

○司 会 すみません。知事は、所用のため、これで退席させていただきますので。

○村井知事 申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤仁一委員 今の次長さんのお考えはお考えとして、具体的なところに入っていくと思うんですね。例えば、県民の健診的なもの一つをとらえてみても、要は県民の健康づくりの観点から必要だ、といっても、一つの県民サービスと生きがい、やりがいの確保ですけれども、そのようなときに市町村との行政間の連携も一方で育てていかないと。市町村の保健活動なり、連動する活動なりに対して、財政云々ではなくて、これまでの市町村の保健活動に対してただ単に厚生労働省から下りて県に、保健所に下りてきて、それがマニュアル化された形で市町村の保健活動が動いていくという、これまでの体系的なシステムの中で行政連携やっただめなんです。お金のかからない形で、市町村段階での保健活動と、県としての県民の予防医学の観点からどのような健診向上を目指していくのかというような点等々考えても、具体的に、このあたりも一方で行政間の連携力が意識としてしっかり進んでいないと、ただ単に政策だけ分担化しても、県民から見ればサービスの後退にしかなくてこないのですよ。

具体的にこういう点検作業になってくると、どうしても、「思い切って切っていこう」というそれだけが前に走りがちなので、県民の視点に立って、県民の生きがいなり、やりがいにつながるよう

な大胆な廃止、大胆な政策の分担化を進めていくという観点から必要になるという事実から第1点目を申し上げたわけです。

評価システムの中で一番難しいのが健診とかなんですよ。交通違反と一緒に、警察が集中して取り締まれば違反率は上がるんです。しかしながら、取り締まって違反率を上げたから、警察の行政効率率は高いという評価ではなくて、そもそもそういう違反を出さないという県民意識を住民主体の醸成構築させることの方が評価的には高い。そういうところがこの作業をやっていくとき大変ですから、あえてそこのところを並行してやっていかないといかんと思います。

○大滝委員長 恐らく、「これはこれ、これはこれ」と分けするだけで仕事が終わるかという、実はそういうことではなくて、ちゃんとそれを補完するものが一方で無いと、本当の意味での改革にはなっていないか、県庁にとってはいいかもしれないけれども、県民にとってはいいことにならないということがあります得るのではないかと、実際その懸念はかなりある、というのが、今の指摘だったと思うのですね。その辺は、やはりこれ我々も、それから、これからここをやっていくときの非常に大事な問題ではないかと思うんですね。

今回のこうした作業、我々も初めてですけれども、結構大変なんじゃないかと私は思っています。30分で一つの事業、というそれ自体もちろん大変なものですけれども、事前に資料を読んでおくとか、私はたまたま県の行政評価委員会の委員もやっているの、どのくらい大変かというのはおおよそ想像ついているんですけれども、決して生やさしいものではなくて、結構大変なことなんです。でも、それは、行政評価の、あるいは行政経営の推進という面からいえば、外部の目から見てそういうものやっていくということについては一定の意義もあると思いますし、前回の委員会の中でもそういうお話であって我々もこういうことをやってみるということで、進めていくということにこれからなると思うんですけれども、せっかく、大内さんとか鈴木さん、県民の委員の方いらっしゃるの、何かもしご質問とかがあれば遠慮なく。まあ、やってみないとわからないというところは確かにあります。どうぞ。

○鈴木委員 資料を拝見してまして、正直言って難しいなと感じます。この検証作業が、県にとってはいいけれど、県民として私たち庶民から見てエツとなるような方向になったり、サービスの低下につながっては本当に困るなというのはすごく実感しました。そういった意味で、ぜひ、参加することで厳しくチェックさせていただきたいなと強く感じます。

○大滝委員長 大内さん、どうですか。

○大内委員 仕分け作業は、三つなら三つの中のどれか、A、B、Cのどれかを選んで、そのうちのいくつかの中からも選んで、というふうに進みますけれども、「検討理由」をどれにするかというのも結構重要なことだと思います。例えば、廃止と選択された担当課の方は「何でそう考えられたんだ」とか「何で市なんだ」とか「何で民間なんだ」と思われるかなと思うので、「検討理由」が記号で様式に掲げてありますけれども、それぞれどういう観点でどういう評価の場合に選ぶべきなのか、この理由のもうちょっと具体的な観点について、何か別紙でいいので、事前に御説明をいただけると、理由に関しても、30分の中で判断する材料としてももう少し何とかかなかなと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。

○大坪次長 今お話ありました資料等についての詳細といいますか、細かいところは、資料2によりまして、もう一度事務局の方からちよつとご説明したいと思いますので。

○大滝委員長 そうですか。わかりました。では、事務局から、後ほどまたすぐに、資料2でご説明するということで。

○大内委員 はい。

○大滝委員長 ちょっと私の方から2点くらい、事前に申し上げておいた方がいいことだろうと思うのでお願いしておきたいんですけれども、一つは、我々スーパーバイザーの役割というのを考えたときに、県民の、あるいは外部の視点からものを見るということで、そのための意義は大きいと思うんですね。ただ、基本的にやはり、最後はこれ県庁としてどうなのかという、例えばこれらの政策の中のどの

部分をどういう方向にもっていくのかということについてははっきりとした意思を示すという、それがないとむしろ、外部の目に判断を仰ぎましたというような形で県としての姿勢が無責任になっていってしまうようなことにつながりかねないんじゃないかと思って、ちょっと私、それを懸念しているんですね。

本来は、例えば県の事業の中でこのくらいの割合をこういう理由でこういう方向で外に出していきたいというようなことについて大まかな考え方とか指針なりを示した上で、その中で、ついてはこういう具体的な事業については一緒に検討してみたいというような、そういう出し方をするのが私は県としての正しいあり方ではないかなと思っているんですね。ただ、県としてもこういう経験がないということがあるので、当面試行錯誤的にもやっていきたいと思いますということについては、それはそれなりの理解もできるのですけれども、どこかの時点でやはりそういうことははっきりとして、県としての意思、それから県民に対してこういう理由でこういうことをやるんだということについてのはっきりとした方針を示すことによって、あくまでも我々はそういうことをやる上でのある種のこう、背中を押しているみたいなことをやっているわけであって、それが我々自身の責任であるということではないと思うんですね。そこのところは県としてははっきりとその意思を示してほしい。どこかの時点でですね。そういうことをきちんとやってほしいということが一つあります。

それから、もう一つは、これを多分、永続的に何回も何回も続けるというのは私はいいいことではないと思っています、さっきどなたかもおっしゃられたように、やはり県庁の職員のこういう力を上げていくということがやはり本来のこの目的ではないかと思うんですね。だから、やはりこういうことを通して、困ったことがあればすぐに外部の人たちに頼むという話ではなくて、県庁の職員自身がそういう外部の目から見てどう見えるだろうか、あるいは自分が県民の一員としてこういう判断を下すことが適切ではないかということでもって、例えば外部との連携とかアウトソーシングをやっていくというようなことをある程度自分で判断できる力を養っていくということが本来のありべき姿だと思うんですね。だから、そういうふうな形で、県庁の職員の人たちの、特に今回中堅ですから、リズムもよくわかり、しかもある程度外のこともしっかり判断できる人たちがここに入ってくるということがあるわけで、そういう意味でいうと、やはりその中堅の職員の人たちを鍛えていくというスタンスがやはりどうしても必要ではないかと思うんですね。だから、何度も何度も同じことをこうやってここで繰り返すというのは私はいいいことではないと思っています、やはり、だんだんレベルを上げていって、自分たちで自分たちの判断ができるとか、こういう判断をした上でこれはどうでしょうというような形でこういう外部の行政経営の推進委員会にいろんなあれを持ってくるというのが本来はやはり必要ではないかと思うんですね。ただ、さっきお話があったように、内部で評価してみたらほとんど100%がこの中でやればいいいというお話になっちゃったというので堂々めぐりになってしまうというので、それは気持ちはよくわかるんですね。いつまでもその堂々めぐりをやってもしょうがないので、どこか突破口を見つけようというお話だったと思うのですけれども、そのお気持ちはよくわかるんですけれども、それをやはりここ恐らく2年か3年ぐらいでどんどん脱却していかないと、県庁自身がつぶれていってしまうし、その結果として県民が非常に困ったことが起こってくるというのは、さっき知事もおっしゃられたとおりで思うんですね。

だから、そういう2点はぜひ意識した上で、その一環として私たちが協力するということは、多分皆さん、どの委員もやぶさかではないと思うのですけれども、何かある部分だけポンとやってみて、あとはよくわからなくてまたこう何かどこかへ潜り込んでいってしまうという、そういうのを我々は非常に恐れているんですね。「たしか昔こんなことやったことがあるね。でも今は一体どうなっちゃってるの」という、そういうことだけはぜひ避けてほしいなど。前に進んでいくためのワンステップとしてぜひこれを有効に生かしてほしいということです。

○佐藤晃郎委員 私からも一つ。

今の委員長のご発言に関連してお伺いしたいんですけれども、この97%という数字ですね。これ

ではとても県の財政再建は難しいということで、こうしたプロジェクトチーム活動を進められていると思うのですが、まだまだ何といいますか、踏み込み方が足りないんじゃないかという気がするのです。三菱総合研究所では、都道府県、市町村で3割から4割の行政の事業費・人件費が外部化可能という試算を出しております。本当に可能かどうかは自分では具体的によくわかりませんが、そういうデータも出ている中で、やはり相当思い切った取り組みが必要ではないか、その前提として意識改革が必要ではないか、そんな気がするわけです。

それから、17年度の委員会の中で、行革を進めて余ってしまう職員の方をどうするのかというような意見がたしかあったと思いますけれども、本年以降この数年にわたって団塊の世代が大量退職されるわけですね。この行政改革プログラムでもそういった方々の早期退職特例制度というものを設けて当面人員の削減に努めていくというようなことが書かれておりますけれども、数年にわたればかなりの方が退職される、これは行政をスリム化する最大のチャンスだと思うのですよ。ですから、退職者数に見合った安易な採用をするのではなく、採用を最低限に抑えて、その退職された方の分をいろいろスリム化に充てていくということであれば、レイオフというようなこともやらないで済むわけですから、これはちょっと長期的な話になると思うのですが、そういったこともぜひお考えいただきながらやっていただく必要があると思うんです。

この97%という数字の中には、私はかなり、職員の方が「いや、行革をやったら自分たちはどうなるんだ」と、そういう意識もあるんじゃないかなと思っておりますので、そういったところもひとつ検討の要素にしてやっていただければと思っております。以上です。

○大坪次長

何点か今お話にありました。方針をしっかり示すべきだと委員長のお話、まさにそのとおりでと思います。大きい方針といたしましては、非常にわかりやすくいえば、今、県もかなり追い込まれた状態にありますので、副委員長からありましたように人の問題、それから財源の問題、いわゆる行政資源そのものが将来的に非常に厳しいという状況があります。それから、今までこういった全事業にわたる見直しというのは何回かやってきたんですけれども、その効果の点ではかなりどうかという面もございまして、今回は周りの状況が非常に差し迫った状況ということもございまして、この資料にはございませんけれども、一応目標としては事業数の3割、今回1,300ぐらい見直しますけれども、その3割ぐらいは外出ししたいという思いは持っております。おっしゃったように何も目標が無いのではあれですので、事業数の3割という一つの目標は持っております。それから、こういった作業を何回もというお話もございました。今回は、事業総点検ですけれども、いわゆる財政ベースでは今まで何回もシーリングをかけるために数値目標を掲げてやって、正直言って職員の中には厭世観のようなものがございまして、我々としては、これは基本的な作業は今回だけにしよう、したがって、そのフォローアップということをしっかりやっていこうと思っています。

あとはもう一つ、政策力の問題のご指摘がございました。今回の行革プログラムは、柱の一つとして職員の政策力アップを掲げております。今回の点検作業を通じて、職員の政策形成能力、それから他の人事管理の面でもいろいろな工夫をしておりますけれども、やはり将来的に言えば1,425人の職員を削減するわけですので、削減して行政の需要が減るかといえばそうではございませんで、ある程度少数精鋭で対応していくことになれば、どうしても一人一人の職員のいわゆる能力アップというのが不可欠ですので、そういった部分は今回の点検作業を通じて、単なる一過性のものではなくて、こういった過程そのものを通して職員の個々の行政能力を上げていきたいと思っております。

それと、外注の話もございました。先ほど課長の方からも御説明しましたけれども、今、国がつくった市場化テストという制度の話がございまして、これは官民競争で入札で争うという制度ですが、今回の点検作業の中で、民間でもできるのではないかなというような部分については、その市場化テストのためのいわゆる洗い出しをやりたいと。なおかつ、指定管理者制度についても直営部分が30数か所残っておりますので、そういった分を含めて、あとそのほかのいろんな民間的手法、PFI

であるとか、そういった形の事業を今回の点検作業の中から洗い出ししていきたいという、そういった部分もねらいとしては持っております。

それから、退職採用の関係についてはおっしゃったとおりで、まさに県庁も来年以降団塊の世代の大量退職時代を迎えますので、役所の場合どうしてもレイオフというのはなかなか制度的に難しいということがございますもので、やはりそういった大量退職後に採用者を抑制するという形で職員の定数管理をやっていきたいということと、合わせてやはり、いい職員をとりたいということ、そして、今いる職員のレベルアップをどうしてもやっていかなければならないと、こういったことがあります。

今回の事業総点検は、行革プログラムの中でも目玉事業と考えておりまして、ぜひとも成果を出さなければならぬ、絶対出すんだという意気込みでやっていきたいと思っております。

○大滝委員長 ありがとうございます。はい、どうぞ、成田さん。

○成田委員 今お話をお伺いしまして、3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、県の外郭団体の事業についてです。全事業を評価されるということですが、県民の視点から申し上げますと、県の外郭団体の事業について、非常に県の財政に対する影響が大きいにもかかわらず、どう取り扱うのかのご説明がありませんでしたので、ご見解を示していただきたいというのがまず一つでございます。

それから、2点目としましては、金額目標を明らかにするという点でございます。スクラップ・アンド・ビルドというお話が先ほど宮崎課長からございまして、また知事からも100億円足りないというお話がございました。中期計画の中から考えますと、ビルドをするのにいくらかかる、したがってスクラップするにはいくらかかるという金額を明確にして、それを情報として公開する必要があるのではないかと思います。県民に「これだけのものを今私たちは削減する必要があるんです」と。なぜならば、中期的にこのような財政状態に陥っているのだから、これは当面と申しますか、緊急に対処しなければ問題であるということを示して、目標金額をまずは明らかにしていただいた方がやりやすいのではないかと思います。先ほど佐藤委員さんからお話がございましたように、協働作業にはやはり目標が必要であると思います。これはまちづくりのお話になってまいりますので、そう簡単に県だけの意向ではできないというお話がございましたが、まず県としての目標の金額を県民に示すということをしていただければと思います。そこでとても大事だと思うのは、先ほどご説明あったように、やめてしまったら自分の仕事がなくなるのではないかと職員の方の懸念ですが、新たにどんどん必要な事業は増えてくるはずでございますので、ビルドの部分でどれだけ人・財源が必要かということをごきちんとお示しになれば、やめてしまうことに対する抵抗というのも少し減るのではないかと個人的に思います。

それから、3点目でございますが、チェックシート上の予算規模の提示についてです。チェックシートのご説明がこれからあるということだったのですけれども、チェックシートの方にも、金額的に何とか作成費がいくらかかっているのかとか、重要な判断を示す上での事業の濃淡、どれだけ影響があるのかということが、ちょっとこちらにございませんでしたので、そういう事業ごとの予算規模についてもお示しいただけるとありがたいと思います。

以上、3点お伺いします。

○大坪次長 まず、外郭団体のお話がなかったということについてですが、外郭団体につきましても行革プログラムの中の改革項目の一つに入っているのですけれども、今、独立の計画の中で進行管理を進めております。こういった視点で外郭団体の改革を進めているかという点ですが、一つは、外郭団体に対する県の関与のあり方と申しますか、外郭団体が県にちょっともたれ過ぎているんじゃないかとか、あと県が過剰関与しているんじゃないかというような部分が本当に実態としてありますので、それを適正な、だれが見てもこういう関係であればいいというような関与のあり方にしていくことが1つ、それからやはり、外郭団体の経営の自立ということ、こういった二つの視点の下で今、各外郭団体につきましても、条例の、議員立法でございましたけれども、条例の中で進めております。

80近い団体に我々直接いろんな指導をしているわけですが、ちょっと我々だけでは手に負えない部分もございますので、やはりこの委員会のような附属機関を設置いたしまして、公認会計士の先生に4人ぐらい入っていただいて、それと経営士と中小企業診断士の先生方にも加わっていただいて、いろんな貴重なアドバイスをいただきながらやっております。

これまでは、どちらかというと短期的にその単年度の経営、例えば経費節減というような部分を単年度の財務諸表を見ながら指導してきたのですが、今回は新しく計画を書きかえまして、やはり長期的な視点といいますか、場合によってはその団体の存廃まで含めた視点で、具体的には10年ぐらい先を見据えて、存続できるものか、あるいは廃止すべきなのかというのを枠組みを決めまして、大体今11団体ぐらいに対して、その存廃を含めて早急に結論を出してくださいという問いかけの仕方をしまして、今までよりちょっと踏み込んだような中身で進めていこうということで、今まさに取り組んでいるところでございます。

それから、数値目標の話、どのぐらいという金額の話、これは我々にとっては非常に難しいところなのですが、少なくとも財政的な見通しは財政再建推進プログラムの中で今後4年間に2,000億の財源不足が出るということで、1か年500億程度の歳出を抑えるか、歳入を増やすか、するしかないということで、さっき知事のお話ございましたけれども、今の地財制度の枠組みの中であれば4年間で2,260億の財源不足が出ますよということで、何とか4年間でその数字はクリアしようという意味で今まさに悪銭苦闘しているというところでございます。

それから、シートの関係はこれからちょっと担当の方から説明あらうかと思えます。

○成田委員 シートといいますか、事業自体について、規模の小さいものから大きなものまですべて30分ひとくくりでやるのかというのがまず第1の疑問でございました。それが形式としてシートにあらわれてくるのでシートのお話からしたのですが、30分私たちが関わる中で、ある程度事業の濃淡といいますか、ある規模以上のものをまずは対象にするとか、そういう判断を一つ持っていた方がいいのか、もしくは小さい事業から大きい事業まで全部当たった方がいいのか、というのを一度検討する余地はあるかなというのがございました。

100億円の事業と2,000万、3,000万円の規模の事業と、すべて30分で同じに点検してしまっているのかというのは素朴な疑問として残ります。

○大坪次長 お配りした資料では、すべて同じように扱うつもりで考えてはいました。ご指摘が今あったので…。

○成田委員 それはわかります。わかりますといいますか、検討していただいて、「いや、そのままがいい、今回はとりあえずこれでやってみる」ということになれば。それとも、少数意見を切った方がよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○大滝委員長 ちょっと、それを今すぐというわけにはなかなかいかないと思うのですが、

○大坪次長 来週からやる分についてはちょっと難しいかなという点があります。ただご指摘は大事な問題だと思いますので、実際にやってみて、その後も点検はまたありますので、そこでどう生かせるかと。

○成田委員 そうですね。

○宮崎課長 今回、できれば2月、3月については、先ほど申し上げたような方向でやっていただくということで、来週については特に事業の濃淡等分けてはおりません。ただ、第2期以降といいますか、来年度になりますけれども、第2期、第3期については、第1期の反省も踏まえてどういうやり方にするか、今のご指摘も含めて少し微調整をする余地も残していただければと思います。

○大滝委員長 はい、ありがとうございました。

今、1の点についてご意見をたくさんいただいたのですが、実際の点検のやり方とかではなくて、その背景とか、一体何のためにこれをやるんだということとか、それからこれをやった上でどういうことにつながっていくのかとか、こういうことも一緒に並行的に進めないだめですよというような、多分そういったお話だったと思います。それは非常に大切なことだと思いますので、ぜひそれを踏まえて実行に移していくことが必要だと思います。

(1) 事業総点検に係るプロジェクトチーム点検について

・検証作業の具体的手順等について

○大滝委員長 引き続き、具体的にじゃあこれをどのようにやっていくのかということについても我々ご説明を伺って納得してやらないとうまくいかないということがありますので、(1)の2にいきたいと思います。具体的な手順についてということでお願いします。

○赤間主任主査 行政経営推進課でプロジェクトチームの検証作業を担当いたします赤間でございます。よろしくをお願いします。座ってご説明させていただきます。

○大滝委員長 お願いします。

○赤間主任主査 お手元の方に資料2というのと、あとお配りしておりますこのA3判の両面の2枚の紙があるかと思いますが、これらでご説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページ目でございますが、上の方に「各担当」、下の方に「スケジュール」とございますが、まず今回のプロジェクトチームの検証作業で委員の皆様をお願いしたいのが2のユニットメンバー、それと4の行政経営推進委員ということで、この2番と4番の部分をお願いしたいと考えております。2ページ以降でその詳細をご説明させていただきます。

あと、下の今後のスケジュールということでございますが、一応2月8日から3月16日までの間7日間点検日を設定させていただいております。それと、3月から4月、「予定」となっておりますけれども先ほどご説明がありましたPT点検の書面の作業、それと年度が変わりまして、6月と12月、あと20年3月ということで、一応来年度は委員会を3回ほどやっていきたいと。その間に、PT点検を、7月、8月に第2期、あと10月、11月に第3期ということで、一応議会とか、あと各部局さんの方からいろいろお手伝いをいただくということで、議会を除くとその辺の日程の設定になってくるかなということで、一応大まかな予定ということでここに載せさせていただいております。

2ページをお開きいただきたいのですが、検証作業の具体的な進め方ということで、先ほどから点検が30分程度というお話がありますけれども、一応「平均で」30分という形でセットしております。事業によりましては20分で終わるのもあれば、40分ぐらいかかってしまうのも出てくるかなということで、平均で30分程度を想定していると。その中で1事業ごとに「不要・廃止」、あるいは「県以外の主体で実施」、「県で継続して実施」、これのどれに分類してどこが担うべきなのかというのをチェックシートに書いていただくことになっております。

それで事業課が来まして事業の説明をするのですが、その際説明としまして、ここにありますけれども「〇〇法で決まっているから県で実施する必要があるんですよ」と、そういった説明は避けていただきたいと。要はそもそもその事業が必要なか不要なのかという入口から入ってきますので、法律で決まっているからやらざるを得ないよという説明ではなくて、県でやらなければならない理由というのを説明してもらうことにしております。

次に質疑応答ということで、そのメンバーの方々がその事業担当課の方とやりとりをしていく中でこのチェックシートでA、B、Cあるいは1、2、3、4、5、6、どれに分類していくのかという検討をしていただく。

次にチェックということで、点検の必須事項、下の1、2とございますが、この内容については後ほどメンバー編のところで詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

それと、2、3分程度で集計とございますが、この集計方法も、30分程度の点検時間の中でいかに簡潔に集計するかということで、リーダー編の方に詳しく書いていますけれども、この部分についてもそちらの方でお話をさせていただきたいと思っております。

3ページでございますが、事業課の方の説明ですけれども、先ほど申し上げましたように、上から二つ目、2番で説明の際には「〇〇法で決まっているから県で実施する必要があるんですよ」と、そういった説明ではなくて、本来事業の必要性や他の主体で実施できない、県でなければだめよ、という理由をもって説明いただく。そのためには、従来事業課の方でもそういったことも考えて

いないと思いますので、効率とか、相手の能力とか、予算とか、そういったものはいったんわきに置いた形で、そもそも必要な事業なのかどうかというのを改めて原課なりに検討していただいた上で説明していただくという形になってまいります。

では、その説明を受けて今度具体的にメンバーがどういうふうな思考で点検なり検証をしていくかという話ですけれども、資料の4ページ、それとA3判の、左上に「メンバーの点検作業用」とある資料がございますけれども、こちらと合わせてご説明をさせていただきます。

まず、上の点検の作業フローでございますが、自己点検後の県事業について、必要なか不要なのか、不要であればAですと。必要なだけけれどもこれは民間でやるべきなのか、行政が担うべきなのか。そこで民間あるいは国か地方かといったときに、国あるいは市町村、県といったところで市町村となればBのたぐい、要は必要なだけけれども県以外でやるべきだよなといった過程を得たものはBのグループ。それで、県でやらざるを得ないねというものについてはCのグループと、そのA、B、Cの中でも特にB、Cでございますが、Bになったときに、民間なのか国なのか市町村、この事業ってだれが主体的にやれば一番県民に最も効率的なサービスあるいは適切な行政ができるのかということで、2、3、4のどれか、あるいはCの場合、県でやらざるを得ないよと。でも、これもっと改善の余地が何か考えられそうだなといったときには5、もうこれ以上どうしようもないねという結果になれば6というような流れになっております。

下の方に質疑応答・チェックの流れということでフローを書かせていただいておりますが、不要・廃止のときは、検討理由を選択いただくと。B、Cのときにはさらに2から6の仕分けをしていただくというフローでございます。

チェックシートの方でございますけれども、ここに吹き出しでいろいろ書いてございますが、例えば、資料前後して申しわけないのですが、A3判を1枚めくっていただきますと、右上の方に手書きで「各課で実施した自己点検シート」というA3縦の用紙があるかと思いますが、実はこれが昨年の6月、7月に自己点検をしたときの事業ごとの点検シートということで、これまたまうちの課で所管しております事業について書かれているものを参考に載せておりますが、例えばこの一番上の方に業務の概要とか、あと根拠とか法令とかそういったものを書かせていただいております。それと、この資料の一番下の欄でございますが、予算、例えば「18年度(A)」、これが18年度の予算、左側に「当初予算額」と、あとその右隣に「うち一財」と、この一財の部分が県の県費に入ってくる部分でございます。あと19年度の予算、ここに131万3,000円と入っておりますが、一応これは要求段階の予算ということで、決まった予算ではございませんが、18年度については見直し等かけておまして、ほぼこの予算でこの事業は走っていくという見方をさせていただければと思っております。

皆様には、事前にこの事業総点検シートですね、これらを資料としてお渡しする予定でおります。その日の担当するすべてのシートをお渡しした上で、この事業の概要とか根拠法令とか、予算ってどれぐらいなのだろうかという情報がこれでお読みいただけるかなと。

一番前のチェックシートにお戻りいただきたいのですけれども、事業コードとか、「部局」「課室」「事業」というところで上の方に「1、黒丸、4」とありますけれども、この番号が先ほど見ていただきました事業総点検シートの一番上に「管理コード」という番号がありますが、それと一致してまいります。ここは、一応ワープロで打った形になっておりますが、実際は手書きになります。委員の皆様にはチェックシートの上の方に、所属部局名「産経」と入っておりますが、ここの部分について「行政経営推進委員」と、あとメンバー背番号「9」と書いてあるところにはあらかじめ委員の皆様の名前等を入れた形で、シートの方は配らせていただきたいと思いますと考えております。

先ほど申しあげましたそのA、B、Cとか、1から6の区分につきましては、ここにひな形で○、あるいは一番上ですとAのところ○、それで①の隣に「イ」と書いてありますが、これは区分A「不要・廃止」ですと、1の不要・廃止で、趣旨・目的に妥当性がないということで「イ」と。先ほどいろんな視点がある場合とか、この意見に該当しないよといった場合も多々出てくるかと思

いますので、そういったものにつきましては「補足意見」というところにこういった視点でこういった考えもあるんじゃないかという意見をこの補足の欄にお書きいただければと考えております。

4ページでございますが、今回点検するに当たりまして、仮に県以外だよねとか、そういった思考回路になるところ、上から2番目の2の波線引いてあるところですが、法律、あるいは相手方の意向・能力・財源、これらはいったん脇に置いて検討していただきたいと。事業そのものがこれって必要なかどうか、これって県でやるよりも例えば民間でもう既にやっている事業があるんじゃないかとか、これ民間の方がサービス提供については満足いくものができるんじゃないかというような、そもそも論で検討していくということになりますので、何度も言いますけれども、法律とか能力とか財源とかそういったものはいったん脇に置いて検討していただくと。先ほども申し上げました、事業担当課の方も同じくそもそもこの事業って本当に必要なかどうかから説明をしていただくという形になっております。

あとはリーダー編ということで5ページになりますが、先ほどのチェックシートの裏側の方に若干細かいシートが出てまいりますけれども、この段階で各メンバーさん、先ほど1ユニット当たり6名、それと行経委員の皆様が加われば最大7名という形になります、その7名、リーダー自身も含めた7名の方のその1から6の集計とか、あと、その選択理由のカタカナですね、それらの集計という作業がリーダーさんには出てくると。

それで、点検当日、実はうちの方でもこの集計作業に時間をとったのでは検討する時間が短くなるのもったいないということで、可能な限りその集計をやすくするためにはどうしたらいいかということで、各メンバーさんにこういったカードをお配りいたします。表に1から3、裏に4から6と書かれたカードですが、リーダーさんが「じゃあ皆さん1から6のどれでしょうか」と言ったときに、これを前に出していただいて、それをリーダーが見て、1が3点ですね、4が4点ですね、とか集計しながら、片仮名の選択の理由ですね、それらを聞いて正の字でひな形にあるような形で書き込んでいくと。この方法が一番集計的には早いし、点検に加わったメンバーの方々にもこの事業ってユニットとしての結果はこういうふうになったんだねというのがわかるかと。それで、その検証結果の中の1から6で一番得票の多かったもの、例ですと1に4票入っていますので、仕分けのところには1というような形で結果が入ってくる。こういった形でその集計作業の方をその都度、点検その都度やっていくという形で進めたいと考えております。

それと6ページでございますが、先ほどお話がありました書面審査という形でございますけれども、具体的にどういう形になるのかという話ですが、お1人平均で25事業程度という形になるかと思っておりますけれども、時期的には先ほどスケジュールで申し上げました3月末ぐらいから4月までの間に審査をお願いする形になるかなと思っております。その際、実地で見えていただいた事業「以外」ですね、例えば委員の皆様は100事業を実地で見えていただいたと。その場合、残りの100事業については分担した形で書面で見ていただくという形を考えております。

具体には、先ほどユニットリーダーの集計表がございましたけれども、これをうちの方で整理させていただいて、ここには自己点検やらプロジェクトチーム点検の検証結果というのが出てまいりますので、この検証結果、意見というのもうちの方でまとめます、その右の欄に委員さんの方から改めて丸印をいただくとか、これは1だとかという点検ではなくて、こういった検証に対して、あるいは委員さんの方のご意見をいただくというような形で記入方式をとりたいなど。この事業に関してはこうじゃないか、ああじゃないかという忌憚のないご意見をいただくようなイメージで書面審査という形の方をとらせていただければと考えております。

資料の方、先ほどお配りすると言ったのは、この資料と合わせて、委員の皆様の方にはこのユニットリーダー用集計用の調書、これも合わせて実はお配りしたいと思っております。と言いますのは、ユニットリーダー用の集計の一番上の方に事業データ、あと自己点検ということで、ここまでの欄が自己点検の結果を表示しているところでございます、いちいち点検表を見るよりはここを見て

わかるというの中にはございますので、先ほどの個別の点検シートと合わせましてこのユニットリーダー用集計表も事前にお配りしたいと考えております。

以上でございます。

○大滝委員長 ありがとうございます。

具体的な手順というか、進め方について今ご説明いただきました。委員さん方からご意見、ご質問等いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

特に、よろしいですか。

もちろんこれ、実際にやってみないと。やってみて、なかなか大変だということが出てくると思うので、そのときにはやりながら進めていくということにならざるを得ないと思うのですけれども、当面やる前に何かもし言っておきたいこととか、確認しておきたいことがあればということだと思うのですけれども。

よろしいでしょうか。

では、実際にもう来週から始まりますので、それぞれ皆さん参加して実際にこの手順を進めていくということになると思いますので、またその時点で何かわからない点ありましたら、やりとりするなり、やり方をまた工夫するというので、そういうことにしておきたいと思いますので、お願いします。

(2) 宮城県税制研究会「中間とりまとめ」について

○大滝委員長 それでは、一応点検につきましてはこのくらいにいたしまして、もう一つの議題が残っておりますので、(2)の宮城県税制研究会の中間取りまとめについてお願いいたします。

○山田総務部税務課長(以下「山田課長」) 税務課長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私の方からは皆様のお手元の方に資料3と4ということでお配りをいたしております、宮城県税制研究会の中間取りまとめの概要につきましてご説明を申し上げまして、ご意見をいただければなと思っております。

この税制研究会につきましては、現在のところは庁内の職員による研究会で、一応外部の専門家の先生のアドバイスをいただきながら作っておりますが、あくまで研究会として、後ほど詳しくご説明申し上げますが、自治体の課税自主権を活用した新たな自主財源の確保ということで、その可能性を検討しているということでございます。

一応この研究会につきましては、今年度で最終的な報告書を出したいと考えておりまして、お手元に配付させていただいたのは昨年の段階で取りまとめた中間取りまとめということになります。新聞等でご案内かもしれませんが、一応宮城県の政策と新たな税制ということで、基本的には税金の新たな徴収ということになるわけですが、この組み合わせの枠組みを中間取りまとめで示させていただいたという内容になっております。

合わせてこの内容につきましては、全体について現在パブリックコメントを実施しているところでありまして、あとは関係のいろんな団体等にもご意見を伺っているという状況にあります。本日もこの場で、ご意見をいただければと思っております、それらのご意見も踏まえながら、年度末に最終報告としてまとめたいと思っております。もちろん税制研究会としての報告でございますので、現段階で県としてこれを実施するという決定をしたものではありませんが、今後自主財源の確保の一環としてこの税制研究会の取りまとめた内容が一つの骨格となって検討される可能性は高いかなと思っております。そういうものでございます。

よろしくお願いいたします。

この取りまとめに至るまでの背景をちょっとご説明させていただきますと、資料4の中間取りまとめの方の32ページをお願いいたしますのですが、なぜ設置したかということでございますけれども、ここに要綱がございます。32ページ、資料9と書いてありますが、ご案内のとおり地方分権という問題が進んでおりますし、平成19年度、来年度からは具体的に税源移譲ということで国税

から地方税の方に具体的には3兆円の税源移譲がなされるということでございまして、これまで以上に地方分権の流れが進んでいると。逆に言えば、これまで国庫補助金とかいろいろ縛られて政策を実施していた各地方公共団体が自らの財源に基づいて住民の方々へのアカウントビリティーを發揮しながら政策を実施していくという方向なのかなということで、そのために県として住民の方々に必要な政策目的を達成する上で財源確保の一つの手段としてこの自主課税権というのを何とかできないかというのがこの設置の趣旨であります。もちろん、そのためには、ご議論いただいております行革の努力というものが当然あってしかるべきであります、ご案内のとおり非常に厳しい財政状況下において、一つは行革、もう一つは県民の方のご理解を得ながら政策を明らかにしつつ負担を求めていくということも基本になるのかなと思いますが、その取り組みの一環として今法制度の中で与えられている地方公共団体の課税自主権を活用した新たな税制が何とかできないかということでこの研究会で検討を進めてきたということでございます。

新・財政再建推進プログラムでは、宮城県におきましては18年度から21年度までに、2,260億円の財源不足が生じておりました、これを解消するために歳入確保として985億、歳出抑制として1,142億と、これはご案内のとおりでございます。この税制研究会はその中の歳入確保の一つの手法として課税自主権の活用による自主財源の充実確保ということを検討しているということでございます。地方分権の中で本県財政につきましては県税収入を中心とした自主財源で必要な行政サービスを提供していくということが目標になろうと思っておりますので、その一助として、ありていに言ってしまうと増税ということにはなりますが、その可能性もひとつ検討するというで設置された研究会とご理解いただければと考えております。

この1年間税制研究会で検討してきた内容の概要版として取りまとめたわけでございますが、課税自主権ということ、この内容でございますけれども、基本的にご案内のとおり地方公共団体の税につきましても国法であります地方税法というものに基づいております、実は課税自主権の中身というものはかなり制約されているというのが実態であります、ただ、制度的には二つありまして、地方税法で定められている税以外の法定外税というものが一つございます。それから、もう一つは地方税法で定められているいろんな税金があるわけですが、税率が定まっているわけでございます。例えば自動車税であれば、皆さん1,500cc未満の車であると大体年額3万4,500円とか定まっているわけでございますけれども、これを自治体の条例により例えばそれを3万9,000円にするとか、要するにこれを超過課税といいます。課税自主権で具体的に都道府県、地方公共団体にできるのはその二つがございまして、その二つを主に検討を進めてきたことでもあります。他県の例としても基本的にはこの二つということになります。なぜかという、税法で国税と地方税で税源をかなり詳細に掌握して税制体系ができ上がっておりますもので、それを無視して新たな税を勝手につくるといのはなかなか難しいということでございます。

それで、法定外税の例としては、ご案内と思いますが、宮城県でも核燃料税という、東北電力の原子力発電所がありますけれども、あそこに挿入される核燃料の価格に対して10%の税金、これがございます。それから最近つくりました産業廃棄物税というのがございまして、これは税収というよりもどちらかというと政策目的で産業廃棄物を減少させるという目的もございまして創ってあるというのが法定外での、宮城県でも導入している税ですが、他の県でも同様にこういうものが導入されている例がございまして、それ以外で法定外税というのはほとんど例がございません。あともう一つは、超過課税というのがございまして、これにつきましては、例としては最近多いのが森林環境税ということでございます。これは全国で最近16ぐらい導入をしております。これは法定外税ではなくて、実は、法定税なんですね。個人県民税、皆さんもお支払いいただいておりますが、それにある程度超過した税というのが森林環境税の内容でございます。

そういう二つの手法があるだろうということで検討を進めてきたと。

そういう中で、中間とりまとめとしてそういう県として可能な課税自主権の枠組みと、それから宮城県がこれから取り組もうとする政策の組み合わせ、枠組みというものを示したのがこの中間取り

まとめというふうにご理解いただければと思います。

概要版の方にあります、新たな超過課税としては2つ、枠組みとして示させていただいております。そこに書いてありますとおり、1としては仮称の「みやぎ環境税」ということをごさいます。これは、先ほど申し上げました国内で16県ほどが既に実施しております森林環境税と枠組み的にはほとんど同じであります。個人県民税あるいは法人県民税の均等割ということで、皆様にもお支払いいただいているのですが、個人の方の場合、年額1,000円です。これに一定額の超過をするということで税収を確保し、それにより実施する政策としては、左にあります森林を初めとする環境保全の推進ということで、宮城県で、今この研究会で考えたのは、ほかの県で実施しております森林環境の保全というだけにとどまらず、環境を広くとらえて、未来の子供たちにこの美しい宮城県土をそのまま残しつつ引き継いでいくための施策に充ててはどうかというような中身になっております。

政策の具体的な中身につきましてはこれからの議論だと思っております、ただ、この政策とこの均等割がなぜ適切な税制の組み合わせなのかということにつきましては、この県民税の均等割というものが広く薄く県民の方に負担をいただくという税の性質がございますので、これは県民の方皆さんに等しくあまねく便益が及ぶ政策に充てるべきであるという考えが根底にごさいます、環境を保全していくということにつきましては、これは一人一人にそれぞれに等しく効果が発揮されるべき政策であろうということでの組み合わせということでもあります。

それから、個人県民税自体につきましては、もともとその税制自体で低所得者の方への配慮、もちろん生活保護の方等からはいただきませんので、その辺の配慮ももともと税制、個人県民税の中にあるということで、この組み合わせが課税自主権の活用として一つ適切な組み合わせではないかと。あとはもちろんアカウントビリティをどう果たすかということが今後の課題になるのかなとは思っております、研究会としては考え得る税制の枠組みではないかということでお示しさせていただいたという中身になっております。

次の2ページが「(仮称)みやぎ発展税」ということをごさいます、こちらにつきましては、法人の事業税というのがございまして、これは企業の方々の所得に対する課税ということになります。所得に対して法人のいろんな種類によりまして税率はいろいろ異なっております。右にありますとおり1.3から9.6ぐらいの標準税率で定まっておりますけれども、これに1.05ぐらい、5%ということになりますが、あるいは1.10というのも考えられるわけですが、超過を課税して、これを政策としては左に書いてありますが、地震対策を初めとするみやぎの発展ということで、喫緊の課題であります宮城県沖地震に備えた各種基盤の整備とか、情報網の整備とか、関連して安全な県土基盤の整備と合わせ、県内の製造業集積促進とか、商業・サービス産業の強化、農林水産業の競争力強化などの政策に充てるのはいかがでしょうかということでもあります。

その下の法人事業税の超過課税の説明欄にありますとおり、法人事業税の超過課税につきましては、既にそこにあります東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫で実施をしている中身でありまして、実はそんなに新しい試みではございません。これにつきましては、先ほどの税の性質ですが、法人県民税の均等割というよりは、法人という担税力を有している方から負担していただいて、宮城県の今後の重点的な政策にあてる財源に充てさせていただけないかという性質であります。ですので、超過課税の内容の右側に書いてありますとおり、一定規模以下の法人の方にはこの税をかけないというような内容をあわせて考えております。要は、例えば資本金が1億円以下で所得が何千万以下とか、そういう定め方で中小企業の方は超過課税から除外をさせていただくというのは、要するに担税力の部分で、これは考えましょうということです。ですが、基本的にそうなると大企業の方からいただくということになりますので、これにつきましては政策としてはその大企業の方々にも税益のあるような中身ということで、生産基盤となるような地震対策とか、県内の製造業の発展のための施策、そういうもののためにこれを使ってはどうでしょうかということで、「みやぎ発展税」というものをもう一つの枠組みとしてお示しさせていただいているということです。

それらの新税とは別に、もう一つ優遇税制というのがございまして、2ページの下の方に示させていただいたのがございます。優遇税制というのは、税金の免除とか、あるいは税金を安くするとか、そういうものでありまして、例といたしましてはNPO法人に対する減免というのを現在我が県の条例で定めて実施している例がございしますが、これは公共的な政策目的を達成するためということと優遇税制というのをつくって実施しているわけですけれども、これにもう一つ、産業立地促進税制というものを検討してはどうかというのを示させていただいたということでございます。これは、もちろん最近ではいろんな県で実施している例があるわけでございますけれども、製造業の集積を図る等の理由、公益的な理由、それに基づいて将来的には県の富県が図れるということがあるわけですので、ある一定の期間法人事業税とか不動産取得税の免除を図るということで製造拠点等の誘致を促進したらどうかという趣旨の優遇税制を考えてはどうでしょうかという、この三つであります。

こういうものを現在中間取りまとめでまとめさせていただきまして、現在、先ほど申し上げたとおりパブリックコメントなり、業界の方々のご意見を伺うなどの作業を実施しているということで、最終報告を年度中にまとめたいと思っているわけです。19年度になりますと、これを本当に県として実施するのかということでの、実施するとなればいろんな手続がその後出てくるという状況にございます。

中間報告につきましては以上であります。税制研究会としてはもう一つ、税の徴収対策というものを合わせて検討いたしておりまして、最終報告にはそれも入れる予定であります。歳入確保ということで、新税を県民の方に負担を求める部分だけではなくて、行革でどれだけ努力するかという部分と、私は税務課長ということで税当局でございますので、税の公平性を発揮する、公平性を確保するためには、今現在県の税の収納率というのは96.77%ぐらいでございます。これを幾らかでも引き上げる努力を我々としてはしなければいけないということから、そちらも合わせて検討した結果を最終的な報告書にまとめたいということで現在考えているわけでございます。

政策の中身が余り具体的でない中でこの中間取りまとめについてどうでしょうかというご意見を聞くのはちょっと申しわけないなと思っておりますが、現在そういう方向でその作業も検討してひとつ進めているということでご意見いただければと思います。

以上でございます。

○大滝委員長 ありがとうございます。

今ご説明があったわけですので、何か皆さんの方でご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○佐藤仁一委員 ちょっと税となると門外漢なものですからとつひな質問をさせていただきますが、常々考えているのが、法人税に関して、製品製造の出荷額に対して都道府県独自で課税できないかどうかということです。県では、調査研究やったことないですか。要は法人税となると、工場は宮城県に構えていても、本社の方に全部課税対象ですね。そうすると、本社が首都圏にあると、宮城で製造した製品がすべて法人税は東京都や首都圏に納税なると。そうすると、工場は来てくださいということで、いろんな農村地域工業等導入促進法や過疎地域自立促進特別措置法等々によって一方では免税されている面があるんですが、これによって個人所得は伸びるんですが、その法人税が入ってこない。一方的な優遇税制措置だけが地方に課せられます。こうしたバランスの関係から考えて、宮城県で製造された製品についてある一定額の課税をしていくということではできないのか、そのような調査研究ですね。

○山田課長 今のところは事業所得に対する法人事業税ということですので、ご指摘のとおり、残念ながら、その地域で製造された額ということではなくて、どちらかというと従業員数で法人事業税は按分されてしまって、そうすると今のようにIT化が進んで工場が無人でも製造できるような状況になると、残念ながら本社機能のある東京に事業税のほとんどが、分割基準がそうなっているものですから、従業員の数で分けるということで結局のところ東京の方へみんな持っていかれると

ということについては、ご指摘はもちろんそのとおりであります。ただ、平成17年度からようやく、従業員数で案分するのではなくて、半分は事業所数で分けるということになっていきますので、東京に1つ、宮城県に1つあれば、事業税の半分はそれで分けるというようなことで、ある程度知事会なりでのこの取り組みの成果は出てきたのかなとは思っております。もちろん、それで解決とは思っておりませんので、引き続き国の方には税制改正の内容としてこの分割基準のさらなる見直しということで働きかけをしていかなくてはいけないなと思っております。

お話のあった、どの地域でどれだけ出荷したかを分割基準にできるかどうかというのは、今後検討していかなければいけないと思うのですけれども、独自にそれについて県が課税できないのかというのはちょっとまだ検討しておりませんので、その分割基準の問題と合わせて、実勢に合った、どのように分割したらいいのかという方法を議論していかなければいけないなと思っております。ただ、やはり東京都さんの反発は相当大きいようで、この辺がなかなか難しいところだなと思っておりますが、検討課題ではあるなと思っております。

○佐藤仁一委員 三位一体改革の中で地方団体、知事会中心に、この問題について、都市と地方の共有理解の統一軸が必要になるのですけれども、ぜひ国の税制のあり方として三位一体改革の中にこれを知事会の意見として入れていくような形を固めて、もう少し法人税に関する地方の自立性と、そしてそれぞれの工場に対する、環境的な保全の優遇的なものと従業員の福利厚生のなものに対する行政支援がその税制の還元としてあるのだよというようなこと、メリットを訴えながら、宮城県から知事会に発信するような取り組みをぜひお願いしたいものだと思っております。

○大滝委員長 ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

○進藤委員 趣旨は十分理解できるのですけれども、サラリーマンの方の今年で言えばベースアップ、その1,000円を何とか勝ち取ろうというような運動を今やっている最中なんですよ。この8年間のサラリーマンの可処分所得は下がり続けている、税金は上がっているという段階の中で、この1,000円の定額の税金が果たしてどう受けとめられるかということが不安ですね。その辺はちょっと慎重にやらないと、反感を得ると思います。サラリーマンの所得減税もここ2年間100%近く廃止されていますし、そういうのもちょっと考慮してある程度何らかの措置を考えた方がいいかなと思います。たかが1,000円なのですから、されど1,000円なんていうこともございますので、ぜひ。

○山田課長 ご指摘のとおりでございます。去年と今年で定率減税の廃止になって実質的には住民の方々の税負担は増える状況です。そういう中で、この提案というか、研究会として枠組みとして示させていただいた県民税の均等割、お示しの仕方を適切にしていかなければ、これは、認めていただくことはなかなか難しいだろうと思っております。最近新聞でもいろいろ話題になっておりますが、秋田県での子育て支援の税制、向こうの方がもう少し大きな税収を考えているようですけれども、いろいろと話題になっていきますので、検討してこれを取り上げて新たな税として、という時には、住民の方々にどういうことをやるためにこれが必要ですよということの説明責任をきちんと果たしていく手続が必要だと思っておりますし、あとは個人県民税については市町村で徴収していただいておりますので、市町村の皆様のご理解も得なければいけないということですので、県の意向だけで一方的にできるものではないと思っております。逆に、地方分権の時代においては、政策と負担ということを住民の方々にきちんと考えていただいて今後は導入していくということが必要だと思いますので、もしやるとすれば、リーディングケースになるのかなと思っております。

○大滝委員長 ほかに。どうぞ、大内さん。

○大内委員 中間取りまとめの報告の方もざっと見せていただいていたのですけれども、ちょっと1点だけあります。基本的方向性ということで四つの新提案を出していますというところで子育て支援税が出ていますけれども、お聞きしたいのは、この方針として四つ出てきた中での子育て支援税が出てきたという背景と、結果的に今のところ想定されている内容には含まれていないようですので、今回そこに含まれなかった理由ということの2点を教えていただきたいと思っておりますけれども。

○山田課長 子育て支援税につきましては、先ほど申し上げました秋田県でも新税導入ということでの議論があったのと同様に、宮城県においても少子化の状況につきましては秋田県と別に変わるところはないわけございまして、子育て支援について最近では市内の本部が設置されて検討されているという状況でありまして、基本的にはそういう中で今後の宮城県の新たな税をもって実施すべき施策の一つであるという意味で、新税案の検討の中身に取り上げられたという経緯がございます。

それが今回の枠組みの中で最終的に取り上げられていないということについてですが、これは子育て支援をやらなくてもいいということではございませんで、新税案の幾つかを考えた中で、環境の問題と子供の問題、それからそれを実施するための手法としては同様の右にありますとおり超過課税ということで、内容的には適切な税制として検討したのが県民税の均等割、法人税の均等割、これは法人県民税の均等割ということで、徴収すべき税としては同じものを想定していたわけですが。その中で超過課税の内容として、例えば1,000円の超過課税につきまして例えば500円の超過課税をすると、税収入が、大体100万人の県内納税者の方がいらっしゃいますと、500円の超過課税で大体5億円、1,000円では、大体10億円ということになります。そういうふうな税収の見通しとともに政策を考えて、超過課税で実施する内容としては、この研究会としては、みやぎ環境税というものをご提案したということでございます。

子育て支援につきましては、検討過程においては、単純に県だけで、それからこの超過課税で得た5億とか10億というような範囲だけでやる以上のものであろうという結論でありまして、もちろん県としての施策としてこれをやらないということではございませんので、あくまで今回新税との枠組みではどちらかといえば森林環境税が適切ではないかということで、同じ税源からすれば、みやぎ環境税、こちらを提案申し上げたというのが実態であります。子育て支援が必要ないので落とすというそういう趣旨ではございません。

○大内委員 わかりました。ありがとうございます。

○大滝委員長 いかがでしょうか。どうぞ。佐藤先生、お願いします。

○佐藤晃郎委員 やはり、いろいろご意見が出ているように、新税徴収というのは、景気も回復傾向にあるとはいえ、県民あるいは企業にとってなかなかそれが実感できない中でのことですから、厳しいことではあるんですけども、長期的に見ればその成果が県民あるいは企業に還元されるものでありますので、私は賛成したいと思います。

ただ、賛成するに当たって、新税を理解、同意していただくためには、今我々が検討している行政改革プログラムのさらなる深掘りをして、県としてもこれだけ努力しているのだということをも具体的に見える形でやっていただくことが必要ではないかと。これは十分ご承知のことだと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

それから、具体的に環境税というお話でございますけれども、例えば宮城県の環境問題の現状あるいは課題、そういったものがどうなっているのか、それから、この徴税による具体的な効果とございますか、そういったものはどう考えられるんだというものがある程度数字的にわかるように説明して、理解していただくことが必要ではないかと思っております。また、企業の優遇税制についても、県レベルの話ではないですけども、仙台市の工業出荷額というのがたしか7,700億くらい、山形県の米沢市がやはり7,700億円くらいで、あちらは人口9万、仙台市は人口100万、それで工業出荷額が同じというのは、言ってみれば情けない話です。恐らく、県レベルで見ても宮城県の工業出荷額というのはかなり低い方にあるんじゃないかと思うのですが、そういったもののレベルを上げていくため、知事さんおっしゃっておられる「富県みやぎ」戦略の成果を上げていくことが必要だと思います。例えば岩手とか新潟でも既にやっておられるわけですけども、そういったことをやってどんな成果が出ているのか、そして宮城ではどういう成果が期待できるのかということをも県民にわかりやすく説明していただく、そういった努力を相当やっていただいた上で県民の理解、同意をいただくことが必要じゃないかと思っておりますので、その点は大いに力を入れていただきたいと思っております。

○山田課長 先生のおっしゃるとおりだと思いますので、もちろん税制研究会でこういうことを考えるとともに、あとは具体的な政策、その受益、それによる効果、こういうものを今後この新税導入などという場合には明らかにして、県民の方に説明をして、ご理解を得ていくという努力をしっかりとしていかなければならないですし、委員長の前であれですけれども、行革の努力はこれまで以上にももちろん進めていかなければならないなと思っております。

あと産業振興部門については、このみやぎ発展税もこの優遇税制案も、現在県で検討している富県戦略、新年度から具体的に動かすことになろうと思うのですけれども、進めていくなればそれらとリンクしながら、県内のさらなる発展、それから県民福祉の向上につながるというようなことでご理解を得られるよう、内容を詰めていかななくてはいけないのではないかなと思っております。

○佐藤晃郎委員 ぜひよろしくをお願いします。

○大坪次長 行革と増税というのは一見別々なものに思われがちですけれども、我々はセットだという意識を持っています。やはり、我々としては、行革にしっかり取り組んで、その成果というのをしっかり公表する、説明する、その際には例えば先ほど成田委員がおっしゃったように数字でもって説明するとか、やはりそういった、県も一生懸命やっているんだと、その上で新たな負担をお願いするんだという姿勢がないと、どうしても県民の理解というのは得られないであろうと思います。したがって、我々としては、きちんと成果を出して、やるものはきちんとやる、お願いするものはお願いすると、こういったスタンスで望んでいかないと、ある意味、宮城県の何と申しますか、明日というものは描けないのではないかなと思っております。

○大滝委員長 ほかにないですか。

○成田委員 すみません、一つ。お時間ないところ申し訳ないのですが、来年の予算規模というのはいくらになっているのですか。

○司 会 それは、まだですね。来週発表することになっているので、ちょっと私どもの方でも、まだはっきりした数字は。

○成田委員 県で18億減らせないから県民に18億負担しろという話は、やはり皆さんおっしゃっているように、難しいように思います。例えば東京都もやりましたと言っても、東京都は6兆6,000億の予算があるわけですから。そのうちの何%かをその都税のプラス部分に乗せたわけですよ。そういう具体的な数字が全然見えないところで、この中間取りまとめでこの場で「どうですか」と聞かれましても、やはり数字が見えてこないし、その18億の影響というのがどういうふうに展開してくるのかも見えてこないというか、非常に難しいと思います。

先ほどお聞きしようとしたのは、予算規模全体の中で、何億予算を減らすことができ、そして私たち県民に18億求めているのか、そのバランスをちょっとお聞きしたかったというのが質問の趣旨です。ちょっとずれたかもしれませんが、そういう形で、もしお出しになるときは、数字をぜひ入れていただければありがたいと存じます。

○佐藤晃郎委員 この新税というのは、実施するとすれば19年度からではないんでしょう。

○山田課長 もしやるとしても、やはり先ほどのようないろんな納得を得る手続が必要ですし、そのあと周知期間というのがもちろん必要になるわけで、19年度というのはほとんど考えにくいかなとは思っております。

○佐藤晃郎委員 今おっしゃった懸念は、19年度でやるとすればこれは大きな問題でしょうけれども、20年度以降であるとすれば十分その辺は県さんの方で説明責任を果たしていただいておりますという事になると思っております。

○山田課長 税収の規模からすると、宮城県は大体2,500億ぐらい、来年度は多分税源移譲の関係で増えまして3,000億近くになるかもしれないのですけれども、そういうレベルの中で例えば5億とか10億とかというのがこのお話になります。

○大滝委員長 はい。では、そんなところでよろしいでしょうか。

いろいろご意見をいただきましたので、最終取りまとめをまとめていらっしゃるという中で、ぜひ

参考にしていただければと思います。

それでは、もうだいぶ30分近く時間を超過してしまいましたけれども、何か皆さん方の中で特にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、きょうの議事はこれで終わりにしたいと思いますけれども、早速来週からプロジェクトチームの中に入って先ほどのいろんなあれを進めていくということがありますので、皆様方にはご多忙のところ大変だと思いますけれども、何とぞご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これで議事を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

▼その他

○司 会 委員長，各委員の皆様におかれましては，時間を超えて熱心な議論をいただきまして大変ありがとうございました。

なお，次回の委員会の開催日，その他につきましては，改めて事務局の方で別途調整させていただきたいと考えております。

▼閉 会

○司 会 これをもちまして第2回宮城県行政経営推進委員会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。